平成 23 年 4 月 1 日規程第 19-9 号

国立研究開発法人国立がん研究センター間接経費等取扱規程

(趣旨)

第1条 国立研究開発法人国立がん研究センター(以下、「センター」という。)は、国又は独立行政法人及び民間企業などの機関(以下、「配分機関」という。)による補助事業や受託事業等の実施に伴うセンターの管理等に必要な経費である間接経費及び一般管理費(以下、「間接経費等」という。)について、研究者の研究環境の改善やセンター全体の機能の向上に充てるため、配分機関より直接経費等と併せて受領するものとする。

(定義)

第2条 この規程において間接経費等とは、直接経費等に対して一定比率で手当され、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関において使用される経費をいう。

(センターにおける取扱い)

第3条 センターにおける間接経費等の取扱いは、各事業において個別の定めがない限り、 次のとおりとする。

- 一 配分機関において間接経費等の額の定めがない場合は、間接経費が配分される場合は直接経費等の額の原則30%以内の範囲で、一般管理費が配分される場合は直接経費等の額の原則10%以内の範囲で、それぞれの事業の種類・内容・規模等に応じて定めるものとすること。
- 二 間接経費等は、国立研究開発法人国立がん研究センター理事長(以下、「理事長」という。)の責任の下で、公正かつ適正に執行し、使途の透明性を確保すること。
- 三 間接経費等の主な使途は、別表のとおりとし、センターにおいて計画的かつ効率的 に使用すること。
- 四 センターの研究者が事業途中で他の研究機関等に異動する場合は、配分機関の指示に基づき、当該研究者が獲得した間接経費等の移管を適切に行うこと。
- 五 センターにおける毎年度の間接経費全体の使用実績をとりまとめ、外部機関等の求めに応じて報告すること。
- 六 センターは間接経費等を受領した場合は、併せて受領した直接経費等の管理を行う こと。その際、支出に係る証拠書類は、センターにおいて保管すること。
- 七 間接経費等は、研究者の研究環境の改善やセンター全体の機能の向上を図るために 使用することとし、他の経理と区分すること。
- 八 間接経費等の対象とする経費と直接経費等による研究遂行との関連性については、 その濃淡を問わないものとすること。

(補則)

第4条 この規程に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、その都度、

理事長がこれを定める。

附則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成27年規程第8号)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則(令和4年規程第76号)

1 この規程は、令和4年10月20日から施行する。

別表 間接経費等の主な使途

別表 間接経費等の主な使途	
管理部門に係る経費	 ・管理施設・設備の整備、維持及び運営経費 ・管理事務の必要経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信 運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 など
研究部門に係る経費	 ・共通的に使用される物品等に係る経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、 謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費 ・当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料(論文掲載料) ・特許関連経費 ・研究棟の整備、維持及び運営経費 ・実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費 ・設備の整備、維持及び運営経費 ・設備の整備、維持及び運営経費 ・大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費 ・大型計算機棟の整備、維持及び運営経費 ・大型計算機棟の整備、維持及び運営経費 ・図書館の整備、維持及び運営経費 ・図書館の整備、維持及び運営経費 ・ は場の整備、維持及び運営経費 ・ は場の整備、維持及び運営経費
その他の関連する事業部門に係る経費	研究成果展開事業に係る経費・広報事業に係る経費など